

別記様式1-3(申請書)用 (※令和6年1月1日以降の譲渡)

【⑤一般用(譲渡後に耐震化・取壊し)】

被相続人居住用家屋等確認申請(譲渡後に家屋耐震化または家屋取壊し)に必要な書類

- ◆ 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、【⑥老人ホーム等(敷地のみ)】をご確認ください。
- ◆ 譲渡前に耐震化や取壊しの場合は、【①一般(耐震家屋+敷地)】から【④老人ホーム等(家屋+敷地)】までをご確認ください。
- ◆ 以下「写し」とは、コピーではありませんので、市役所等で取得した書類をそのままご提出ください。
- ◆ 郵送で確認書の返信を希望される場合は、返信用封筒と切手をご提出ください。

	確認事項	添付書類	レ点
①	相続開始日の直前まで被相続人が居住していたこと 及び 相続開始日(死亡日)	・被相続人の「住民票の除票の写し」 <u>原本</u> ※対象家屋の住所であること。	
②	相続開始日の直前から譲渡日まで、被相続人以外に居住者がいないこと	・相続人全員の「住民票の写し」 <u>原本</u> ※発行日が <u>譲渡日以降</u> のもの。 ※ <u>相続日から譲渡日までの全期間</u> の相続人の住所が確認できるもの。 異動履歴の確認のため、「 <u>住所履歴が記載された住民票の写し</u> 」 <u>原本</u> 又は 「 <u>戸籍の附票の写し</u> 」 <u>原本</u> の提出が必要な場合あり。	
③	譲渡日	・「不動産売買契約書」 ※契約書で譲渡日が確認できない場合は「土地又は建物の登記事項証明書」 <u>原本</u>	
④	相続人の数	家屋耐震化は(i)、取壊しは(ii)の書類	
		(i)	・「土地と建物の登記事項証明書」 <u>原本</u> ※建物が未登記若しくは相続登記が未了の場合や換価分割の場合は、「遺産分割協議書」など
		(ii)	・「家屋取壊し後の閉鎖事項証明書」と「土地の登記事項証明書」 <u>原本</u> ※建物が未登記若しくは相続登記が未了の場合や換価分割の場合は、「遺産分割協議書」など
⑤	耐震基準を満たす日 または 取壊し日	家屋耐震化は(i)、取壊しは(ii)の書類	
		(i)	ア.「耐震基準適合証明書」又は「建設住宅性能評価書」 イ.「工事請負契約書」 ウ.「工事費用の請求書や領収書等」 ※ア～ウのすべてが必要。 ※イとウは、耐震改修工事の完了日が確認できるもの
		(ii)	・「家屋取壊し後の閉鎖事項証明書」 <u>原本</u> ※未登記家屋は、解体工事の「見積書」「請求書」「領収書」等のコピーで、所在地・取壊し日・請負業者の全てが確認できる書類一式
⑥	相続日から譲渡日まで 空き家であり、 利用がなかったこと	以下(i)から(iii)のいずれかの書類 ※左記期間のもの。	
		(i)	・電気又はガスの使用中止が確認できる書類 ※閉栓証明書等(使用中止日が死亡日以降のもの)
		(ii)	・宅建業者が「現状空き家」と表示した広告 ※媒介契約による広告(業者等が購入後の広告は不可)
		(iii)	・その他、空き家であったことを容易に認められる書類 ※空き家バンクへの登録を行った証明書等

別記様式1－3(申請書)用（※令和6年1月1日以降の譲渡）

⑦	譲渡日から翌年 2 月 15 日までの間に「耐震化」または「取壊し」を約束したことが分かること	・ 売買契約書等	
---	---	----------	--

【お問い合わせ】
〒790-8571
愛媛県松山市二番町 4 丁目 7-2
松山市 開発建築部 住宅課
住宅セーフティネット推進担当
TEL：089-948-6349（受付時間 平日 8:30～17:00）